

審査基準整理票

処 分 名	仲卸業者の合併又は分割の場合における業務承継の認可		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第21条第2項	
基準法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第21条第3項において準用する第18条第3項	
所管部署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	30 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 仲卸業務許可取扱要領 】 ・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>大津市公設地方卸売市場条例第21条第3項において準用する同条例第18条第3項各号に該当しないことを基準とする。その細目は、仲卸業務許可取扱要領（同条例第18条第3項の要領で当該認可に係る基準として準用するもの）に定めるとおりとする。なお、当該要領を記した掲載図書は、所管部署において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>〔根拠法令〕 (仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割) 第21条 仲卸業者が事業(仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>〔基準法令〕 大津市公設地方卸売市場条例(第21条) 3 第18条第3項の規定は、前2項の認可について準用する。この場合において、第18条第3項中「第1項の許可を受けようとする者」とあるのは「第21条第1項又は第2項に規定する譲受人又は合併後存続</p>			

する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により仲卸しの業務を承継する法人」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「その許可」とあるのは「これらの認可」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の許可)

第18条 仲卸しの業務（市長が市場内に設置する売場において卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることにより仲卸業者の数が前条において取扱品目の部類ごとに定める最高限度を超えることとなるときは、その許可をしてはならない。

(1) 法人でないとき。

(2) 第20条又は第70条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないとき。

(3) 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しないとき。

(4) 卸売業者であるとき。

(5) 仲卸しの業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 卸売業者又は他の仲卸業者の役員又は使用人

エ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。